

13 | 洗面所

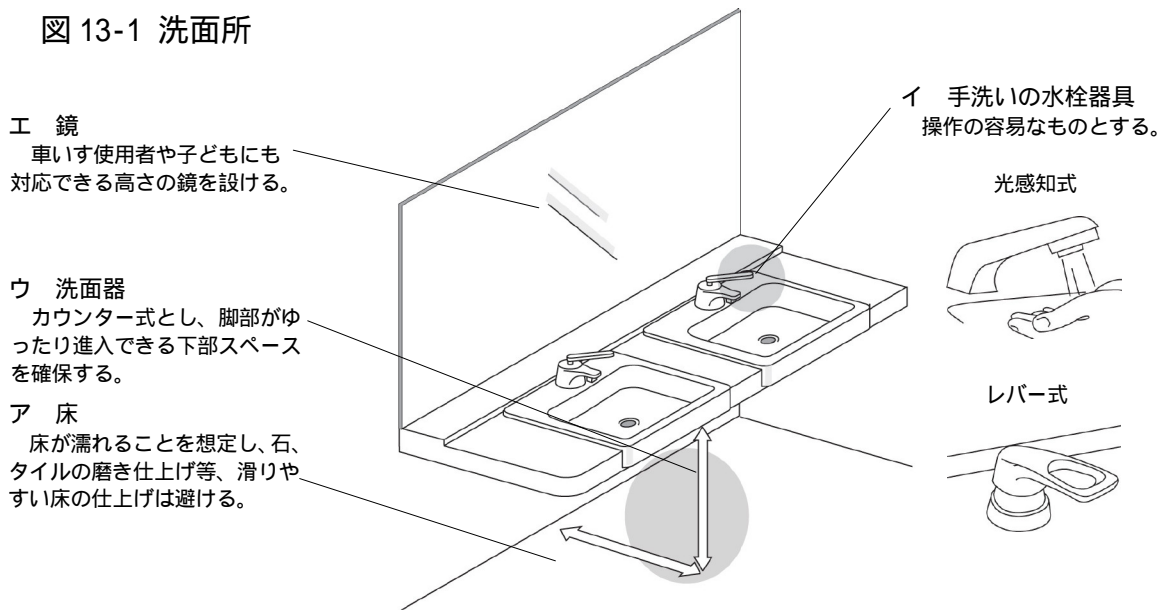
基本的考え方

洗面所の利用頻度は高く、便所と一体的に設置される場合が多い。高齢者や車いす使用者への配慮はもとより、子どもにとっても利用しやすい設計を行う必要がある。

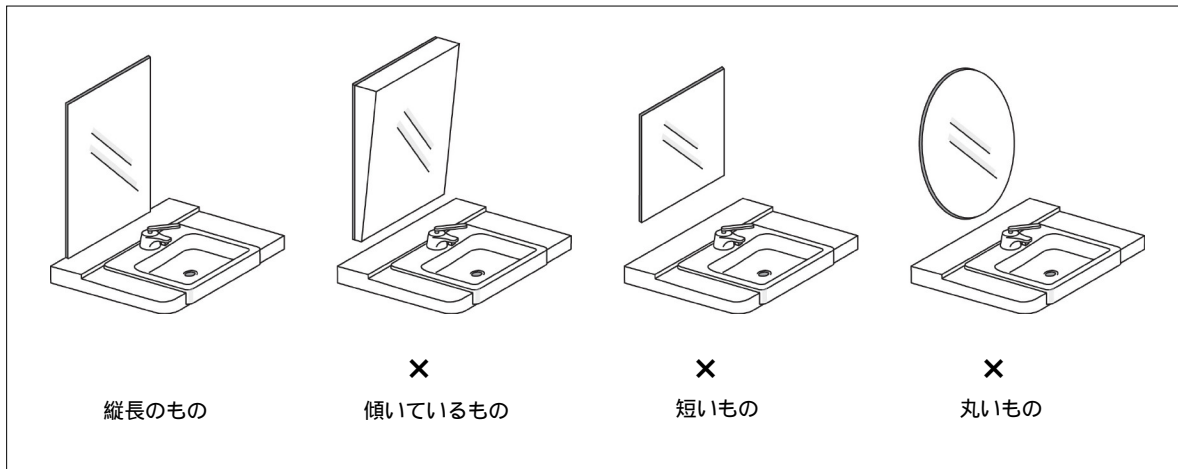
| 整備基準 洗面所 | 解説図 |
|---|-----------------------|
| <p>不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 床は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。イ 手洗いの水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものを設けること。ウ 洗面器は、カウンター式とし、車いす使用者が容易に使用できるものを設けること。エ 鏡を設けること。 | <p>図 13-1 洗面所</p> |

整備基準の解説

図 13-1 洗面所




鏡の形状



設計上の配慮事項（動作特性格）

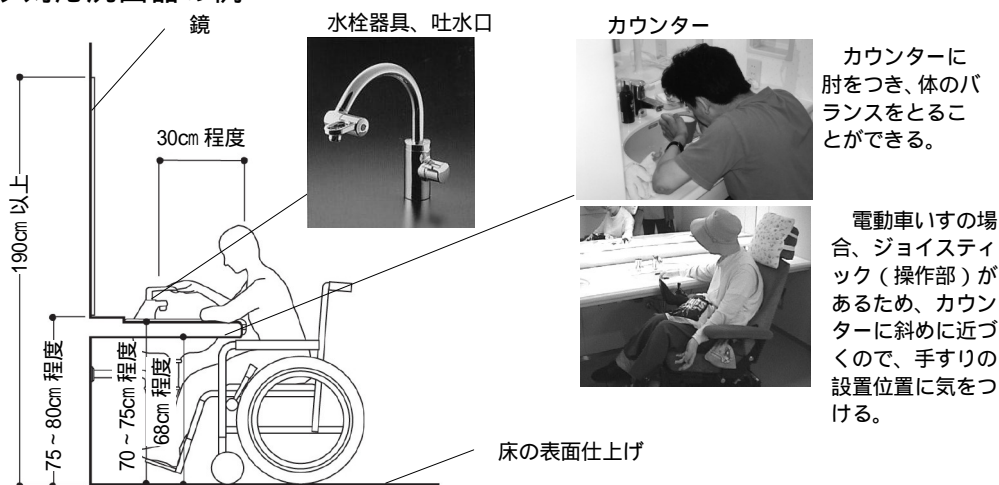
ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計の配慮事項」を示している。

| | | | | | |
|----------|---------|---|--|--------------------------|--|
| | 設計図内の番号 | 肢体不自由 |  | | |
| | | 立位移乗 | 座位移乗 | 介助移乗 | |
| | | 杖歩行 | 歩行器等 | 車いす（自走車いす・電動車いす・介助用車いす等） | |
| 鏡 | | ・カウンターの上端に鏡の下端を揃え、上端は立位で全身が映るように鏡の上端を設定する。 | | | |
| 水栓器具、吐水口 | | ・レバー式や光感知式等、操作が容易なものとする。 ・カウンターの手前から水栓器具及び吐水口までは、手が届きやすい寸法（30cm程度）とする。 | | | |
| カウンター | | ・車いす使用者や子どもにも使いやすいためカウンター上面高は70～75cm程度とする。 ・また、複数設置する場合は、立位で使いやすいもの等、高さの異なる洗面器を設けることが望ましい。 | | | |
| | | ・カウンター下部高さを68cm程度とし、脚部が進入できるものとする。 | | | |
| 床の表面仕上げ | | ・石、タイルの磨き仕上げ等、滑りやすい床の仕上げは避ける。 ・水に濡れることを想定し材料を採用する。 | | | |

設計上の配慮事項（設計箇所別）

ここでは、設計箇所別に配慮事項を示している。

車いす対応洗面器の例



- ・洗面所が独立してある場合、車いす使用者が転回できるスペースを確保する。
- ・荷物を置くための台、フック等の取付けが望ましい。

整備事例

カウンター下部スペース



- ・カウンター式で、カウンターの下部が 68cm、上部が 75 cm のため、車いすの進入が容易である。（石川県庁・金沢市）

高さ違いの洗面カウンター



- ・高さの違い洗面カウンターがあり、子どもたちの状況にあわせることができる。（県立総合養護学校・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・光感知式水栓は、汚れや故障がないよう、定期的にメンテナンスを行う。
- ・洗面器の下部スペースには、掃除用具やゴミ箱等を置かず、車いす使用者に十分配慮する。